

## 第2回新財源確保有識者会議の補足資料

町税徴収率の推移について  
国民健康保険・介護保険における調整交付金の現状について

第3回新財源確保有識者会議資料

平成27年8月25日

# 1 町税の徴収率の推移

## (1) 町税の徴収実績

単位：%

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
箱根町	合計	88.0	88.0	88.3	89.3	88.5	87.9	88.4	88.5	88.4	90.7
	現年分	97.4	96.8	97.7	97.2	96.7	96.9	96.9	97.3	97.5	97.9
	滞納繰越分	15.2	18.2	13.7	15.2	14.1	12.6	13.5	14.1	14.8	30.0
全国町村計	合計	90.3	91.0	91.6	92.2	92.2	91.7	91.9	92.2	92.7	93.4
	現年分	97.7	98.0	98.1	98.0	97.9	97.9	98.0	98.2	98.4	98.6
	滞納繰越分	14.0	14.8	15.8	16.1	16.5	16.9	17.6	18.9	19.7	20.1
差	合計	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 2.9	▲ 3.7	▲ 3.8	▲ 3.5	▲ 3.7	▲ 4.3	▲ 2.7
	現年分	▲ 0.3	▲ 1.2	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.7
	滞納繰越分	1.2	3.4	▲ 2.1	▲ 0.9	▲ 2.4	▲ 4.3	▲ 4.1	▲ 4.8	▲ 4.9	9.9

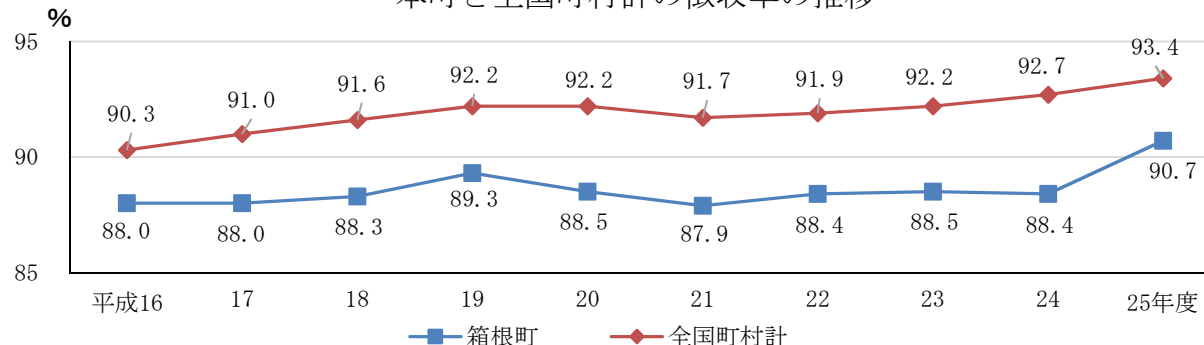
出典：箱根町分・地方財政状況調査、全国町村分・総務省HP「市町村税徴収実績調」

## (2) 平成25年度税目別徴収率

単位：%

税目	箱根町	全国町村計	差
市町村民税	96.7	98.6	▲ 1.9
個人均等割	95.5	98.2	▲ 2.7
所得割	95.5	98.4	▲ 2.9
法人均等割	99.6	99.1	0.5
法人税割	99.6	99.8	▲ 0.2
固定資産税	97.9	98.4	▲ 0.5
軽自動車税	96.6	97.9	▲ 1.3
入湯税	99.7	99.2	0.5

本町と全国町村計の徴収率の推移

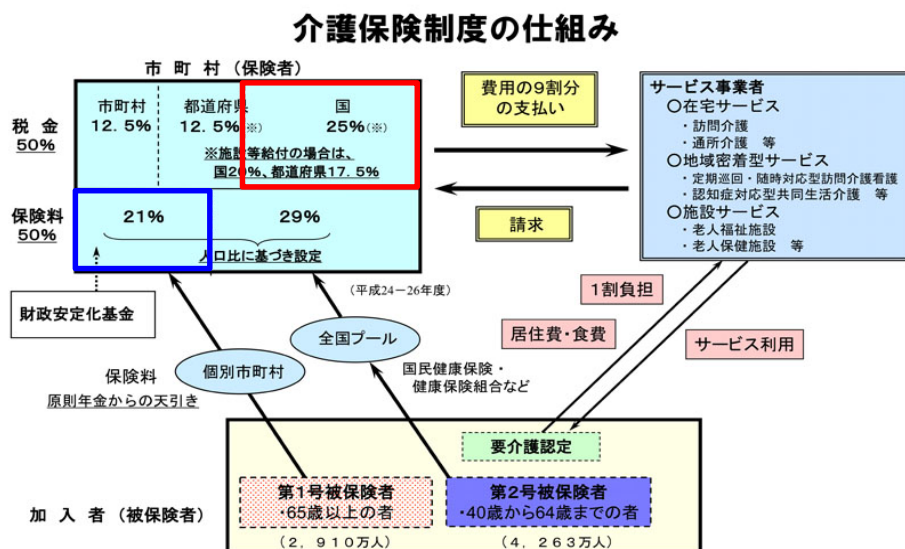


## ● 町税徴収率の特徴

- 本町と全国町村計の徴収率の推移を比較すると、3ポイント前後、本町の徴収率が低い結果となった。ただし、本町の平成25年度の徴収率は90.7%と過去10年80%台だったものが、上昇しており、平成26年度の徴収率の見込みについても、更に改善する予定である。
- 平成25年度の税目別の徴収率の差のうち、全国町村計との差が大きいのは市町村民税、軽自動車税、固定資産税の順になっている。
- このうち、市町村民税については、給与所得者は観光地という特殊性から旅館などに従事する方が多く、特徴として低所得で離職率が高い、また住民登録もないまま所在を転々とする傾向が見られる。このように資力がないほか、住民登録がなく追跡調査ができないため滞納になる傾向があると考えられる。
- 固定資産税の割合が町税全体の7割を占めていることからわかるように納税者は別荘などの不動産を所有している町外者が多い傾向がある。そのため、他の町に比べ滞納者の町外者比率が高いと推測される。

## 2 介護保険に係る普通調整交付金について

### (1) 介護保険制度の仕組みと財政調整交付金の仕組みについて



(注) 第1号被保険者の数は、「平成22年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成22年度末現在の数(福島県の5町1村を除く。)である。第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成22年度内の月平均値である。

出典：厚生労働省HP

- 財政調整交付金（普通調整交付金）について  
国が負担する25%（施設等給付費20%）【赤枠部分】のうち、20%（施設給付費15%）は、各市町村の標準給付費額に対して定率で交付される。  
残り5%は、各市町村の努力だけでは対応できない第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として交付される。  
（例）介護を受ける可能性が高い高齢者が多いほど、また第1号被保険者の所得水準が低いほど、第1号被保険者の保険料の基準額【青枠部分】が高くなるため調整交付金により格差を是正するもの  
※左の図の割合は、平成26年度までのもの

### (2) 本町の普通調整交付金の交付割合の推移について

単位：%

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
普通調整交付金割合	3.64	3.74	3.82	3.88	3.61	3.60

### ● 普通調整交付金の交付割合の特徴

- ・ 本町の普通調整交付金の交付割合は、過去6年間3%台後半であり全国平均の5%と比較して低い割合であるもの。
- ・ この割合は、①後期高齢者加入割合（要介護リスクの高い75歳以上の被保険者が第1号被保険者数に占める割合）と②所得階層別の第1号被保険者の分布状況（所得段階別の加入割合）の違いにより算定されるが、①は全国平均より低く、②は所得段階が高い方の加入割合が全国平均より高いため、5%を下回る割合となっているもの。

【参考】平成26年度普通調整交付金の算出方法

1 後期高齢者加入割合補正計数

$$\frac{\begin{array}{ccccccc} (A) & & (X) & & (B) & & (Y) \\ 0.5181 & \times & 0.0441 & + & 0.4819 & \times & 0.3234 \\ \hline 0.5417 & \times & 0.0441 & + & 0.4583 & \times & 0.3234 \\ (C) & & & & (D) & & \end{array}}{=} = 1.0383 \dots \text{I}$$

(A) 全国平均の前期高齢者加入割合  
 (B) 全国平均の後期高齢者加入割合  
 (C) 箱根町の前期高齢者加入割合  
 (D) 箱根町の後期高齢者加入割合  
 (X) 前期高齢者に係る補正 要介護・要支援発生率  
 (Y) 後期高齢者に係る補正 要介護・要支援発生率

2 所得段階別加入割合補正計数

$$1 - \left[ \begin{array}{ccc} & \text{本町} & \text{全国平均} \\ 0.5 \times [ 0.039 \text{ (7)} - 0.029 \text{ (1)} ] \\ + 0.5 \times [ 0.143 \text{ (4)} - 0.163 \text{ (2)} ] \\ + 0.25 \times [ 0.146 \text{ (5)} - 0.142 \text{ (3)} ] \\ - 0.25 \times [ 0.299 \text{ (1)} - 0.237 \text{ (4)} ] \\ - 0.5 \times [ 0.159 \text{ (6)} - 0.143 \text{ (5)} ] \end{array} \right] = 1.0275 \dots \text{II}$$

(7) 本町の第1段階被保険者割合 (1) 全国平均の第1段階被保険者割合  
 (4) 本町の第2段階被保険者割合 (2) 全国平均の第2段階被保険者割合  
 (5) 本町の第3段階被保険者割合 (3) 全国平均の第3段階被保険者割合  
 (1) 本町の第5段階被保険者割合 (4) 全国平均の第5段階被保険者割合  
 (6) 本町の第6段階被保険者割合 (5) 全国平均の第6段階被保険者割合

3 普通調整交付金交付割合

$$26\% - (21\% \times 1.0383 \times 1.0275) = 3.60\%$$

※ 26% = 55 - 第2号被保険者負担率29%  
 21% = 50 - 第2号被保険者負担率29%

4 算定項目の全国平均との比較

算定項目	箱根町数値	全国平均	差	算定に与える影響
前期高齢者加入割合	0.5417	0.5181	0.0236	－ 前期高齢者割合が全国平均より多いため
後期高齢者加入割合	0.4583	0.4819	▲ 0.0236	－ 後期高齢者割合が全国平均より少ないため
第1段階被保険者割合	0.039	0.029	0.0100	＋ 第1段階被保険者割合が全国平均より多いため
第2段階被保険者割合	0.143	0.163	▲ 0.0200	－ 第2段階被保険者割合が全国平均より少ないため
第3段階被保険者割合	0.146	0.142	0.0040	＋ 第3段階被保険者割合が全国平均より多いため
第5段階被保険者割合	0.299	0.237	0.0620	－ 第5段階被保険者割合が全国平均より多いため
第6段階被保険者割合	0.159	0.143	0.0160	－ 第6段階被保険者割合が全国平均より多いため

### 3 国民健康保険に係る普通調整交付金について

#### (1) 国民保険財政の概要について

国民健康保険事業に要する費用（支出）は、保険給付に要する経費（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び介護納付金を含む）、保険事業に要する経費及び事業の管理運営のための事務的経費の3つに大別される。

一方、これらの費用（収入）は、被保険者が負担する保険料、国が負担する国庫支出金、県が負担する県支出金、被用者保険等の被保険者が拠出する療養給付費等交付金等により賄われている。

#### ● 国保財政の主な構成

収入	支出
	総務費
保険料	保険給付費
国庫支出金	
療養給付費等交付金	
前期高齢者交付金	後期高齢者支援金等
県支出金	介護納付金
繰入金	保険事業費
共同事業交付金・連合会支出金・その他収入	前期高齢者納付金等・共同事業拠出金・その他支出

#### (3) 本町の交付額の推移について

単位：千円

区分	23年度	24年度	25年度
普通調整交付金	4,481	9,617	7,875
うち医療分	0	0	0
うち後期高齢者支援金分	3,085	5,724	4,204
うち介護納付金分	1,396	3,893	3,671
特別調整交付金	2,926	1,428	1,773

#### (4) 本町の国民健康保険繰出金の推移について

単位：千円

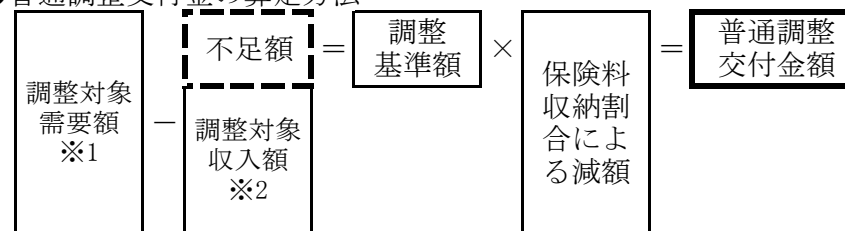
区分	23年度	24年度	25年度
繰出金	175,964	165,470	130,702
うち法定外繰出金	49,264	51,025	9,649
うち保険料軽減分	36,108	37,835	0

#### (2) 普通調整交付金について

普通調整交付金は、医療分と後期高齢者支援分及び介護分に区分され、市町村間における財政力の不均衡を調整するために国から交付されるもの。

画一的測定基準を用いて市町村の財政需要（調整対象需要額）及び財政収入（調整対象収入額）を算定し、調整対象需要額が調整対象収入額を超える市町村に対し、その超える額を基準として交付される。

#### ● 普通調整交付金の算定方法



※1 調整対象需要額の測定にあたっては、その大部分を占める医療費の実績を、全市町村同一給付率に置き換えて、一部負担金と定率の国庫負担金及び県調整交付金を除いた、**保険料で賄うべき医療費の額を対象**としている。

※2 調整対象収入額は、**医療費等に対応して市町村が確保すべき保険料、いわゆる取るべき保険料額**であり、その算定は応益保険料と応能保険料とに分けて行う。

応益（応能）保険料は、1人あたり調整対象需要額に全国一律の係数を乗じて1人あたりの取るべき応益（応能）保険料額が定められ、その額に平均被保険者数（被保険者に係る基準総所得金額）を乗じて得た額

#### ● 普通調整交付金の交付割合の特徴

- 本町の普通調整交付金は、過去3年間10,000千円以下で推移しており、このうち医療分の交付は0であるもの。
- この要因は、調整対象需要額よりも調整対象収入額が上回り、不足額が生じないためである。